「山梨県立博物館」自動販売機設置事業者　募集要項
（一般競争入札）

自動販売機（飲料）の設置・運営を目的とする県有財産の貸付の相手方（以下「設置事業者」という。）を一般競争入札により募集します。

一般競争入札に参加される方は、この募集要項をよく読み、各記載事項を承知した上で参加してください。

(1)　貸付物件

施　設　名：山梨県立博物館

所　在　地：笛吹市御坂町成田１５０１－１

貸付物件番号	貸付場所	貸付面積	設置台数	販売品目
1	１階レストラン内	1.5㎡ （幅1.5m×奥行1m）	１台	清涼飲料等 （缶、ペットボトル容器）
		1.5㎡ （幅1.5m×奥行1m）	１台	清涼飲料等 （缶、ペットボトル容器）

(2)　貸付期間

平成２７年７月１５日から平成３０年３月３１日まで（貸付期間の更新はありません。）

(3)　用途

自動販売機(飲料)の設置・運営に限ります。

(4)　貸付の形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第２項第４号の規定に基づき、山梨県が設置事業者に対し、行政財産である建物又は土地の一部を賃貸する方法により行います。

(5)　貸付料

貸付料は、一般競争入札による落札金額とします。初年度は別途指定する日までに、２年度目及び３年度目は４月３０日までに貸付料のうちの当該年度分を納付していただきます。各年度の貸付料の額は、貸付料を貸付期間に係る月数（１月に満たない部分については１月とみなす。）で除した額に各年度の月数を乗じた額とします。

なお、各年度の貸付料の額に端数が生じた場合は、１年目に加算し、各年度の貸付料の合計額を貸付料に一致させるものとします。貸付物件が建物の一部であるため、貸付料は消費税及び地方消費税が課された額となります。

(6)　必要経費

自動販売機に必要となる電気料等の必要経費については、設置事業者の負担となります。必要経費を算定するため、設置事業者の負担で専用の子メーターを設置してください。

必要経費は、原則として毎月徴収します。設置事業者あてに毎月納入通知書を送付しますので指定された納期限までに支払ってください。

(7)　禁止事項

- 貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることはできません。また、貸付物件の形質を変更すること、貸付物件に構築物を設置することはできません。
- この契約に基づく自動販売機設置事業の全部又は主たる部分を第三者に委託することはできません。

(8)　貸付物件ごとの自動販売機の仕様、販売品目、維持管理責任、売上状況の報告及び位置

別添「仕様書」及び「位置図」のとおり。

2　入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。

② 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する３年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

④ 法人にあっては山梨県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては山梨県内に事業所等設けて事業を営んでいること。

⑤ 山梨県税を滞納していないこと。

⑥ 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成14年2月28日山梨県告示第64号）に規定する物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。（※）

⑦ この公告の日から開札までに山梨県から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。

※ ⑥の物品等競争入札参加資格者名簿に登載されるためには、事前に「山梨県物品等競争入札参加資格」の申請が必要となります。

申請にあたっては、県のホームページに「物品等競争入札参加資格」の新規申請方法が詳しく掲載されておりますので、（トップ ＞ 県政情報・統計 ＞ 入札・公共事業関係 ＞ 入札・契約・結果 ＞入札参加資格・入札方式 ＞ 「物品等競争入札参加資格」新規申請方法）を参考に申請をしてください。新規の申請は随時受け付けをしております。

URL　http://www.pref.yamanashi.jp/sui-kanri/nyuusatsu-sankasikaku/shinki.html

◎物品等競争入札参加資格審査に関する問い合わせ先

山梨県出納局管理課調度担当（電話０５５－２２３－１３９５）

3　現地説明会

次により、貸付物件の現地状況等の詳細を御説明します。入札に参加を希望される者は出席をお願いします。

① 集合場所

山梨県立博物館　生涯学習室

② 日時

平成２７年６月５日（金）午前１０時

4　入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、次の提出書類を申込期間内に申込場所まで持参又は郵送してください。

また、申込期間内に提出されない場合及び提出書類に不備がある場合は、受付できませんので、ご留意ください。

(1)　提出書類(各１部)

① 一般競争入札参加申込書（様式第１）

② 誓約書（様式第２）

③ 申込人確認書類（発行日から３ヶ月以内のものに限る。）

〈法人の場合〉・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

〈個人の場合〉・・・住民票

※　原則、原本の提出が必要ですが、原本と写しを持参した場合は、確認後に原本をお返しします。

④ 業務実績及び県内に本店･支店等を有することの申告書（様式第３）

(2)　申込期間

平成２７年６月５日（金）から平成２７年６月１２日（金）までの日（山梨県立博物館設置及び管理条例（平成１７年山梨県条例第８号）に定める山梨県立博物館の休館日（以下「休館日」という。）を除く毎日の午前９時から正午まで、及び午後１時から午後５時まで（郵送の場合は平成２７年６月５日（金）から平成２７年６月１１日（木）までの日の消印有効）

(3)　申込場所

山梨県立博物館（笛吹市御坂町成田１５０１－１）

5　入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込みの提出書類により入札参加資格の有無を確認し、入札日の１週間前までに「入札参加資格確認通知書」を申請者あて送付します。この通知書の「入札参加資格の有無」欄の「有」に○印が付された者のみが入札に参加することができます。なお、この通知書が入札の１週間前を過ぎても到着しないときは、必ず「11 問い合わせ先」に電話で問い合わせてください。

6　入札

(1)　入札及び開札の日時及び場所

日　時：平成２７年６月２２日（月）　午前１０時

場　所：山梨県立博物館　生涯学習室

(2)　入札の受付

- 入札受付は、入札会場にて、入札日時の３０分前から１０分前まで行います。
- 受付時間に遅れた場合は、入札に参加しないものとみなし、入札に参加できません。
- 「入札参加資格確認通知書」及び身分証明書を提示してください。
- 入札会場の都合により、入室できる方は１名までとします。

(3)　入札当日持参するもの

- 「入札参加資格確認通知書」
- 「印鑑」

  一般競争入札参加申込書に押印した申込人の印を持参してください。ただし、代理人が入札参加する場合には、申込人（委任者）の印は必要ありませんが、代理人は委任状に押印した代理人使用印を持参してください。
- 「身分証明書」

  申込人又は代理人であることを証明できるもの（例：運転免許証など）。
- 「委任状」

  代理人により入札する場合は、様式第４をコピーして作成し持参してください。
- 「入札書」

  入札当日にも入札書用紙を配りますが、あらかじめ、入札書を作成しておく場合には、様式第５－１又は様式第５－２をコピーして作成し持参してください。

(4)　入札保証金

免除

(5)　入札の方法等

- 入札書は、入札者又はその代理人が直接提出してください。（郵送による提出はできません。）
- 代理人により入札するときは、必ず「委任状」を提出してください。
- 提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回することはできません。
- 入札書に記載する金額は、契約希望金額（貸付期間中の貸付料総額）の 108 分の 100 に相当する金額を記入してください。

(6)　無効な入札

- 入札に参加する資格のない者がした入札
- 入札に関して不正の行為があった入札

・　入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難い入札
・　同一の入札について、二以上の意思表示をした入札
・　１物件につき、１人で他人の代理人も兼ねて参加した者の入札又は１人で２以上の代理をした者の入札
・　入札書の入札数字を訂正した入札
・　担当職員の指示に従わない者がした入札
・　「入札公告」及び「募集要項」に違反する入札

7　落札者の決定

(1)　開札

・　開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに行います。
・　入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山梨県職員を立ち会わせて開札を行ないます。

(2)　落札者の決定

・　県が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行なった者を落札者とします。
・　落札者となるべき者が２者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。この場合、入札者は「くじ」を辞退することはできません。
・　開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を発表します。また、落札者がないときは、最高の入札価格を発表します。

［再度入札］

・　開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。
・　再度入札は、１回のみ行います。
・　再度入札に参加できる方は、最初の入札に参加し、有効な入札を行った者に限ります。
・　再度入札においては、その前回の入札の開札時に公表した最高の入札額を上回る金額で入札してください。上回らない入札は無効となります。
・　再度入札をしても、なお、落札者がいない場合は、再度入札において最高の入札額をもって入札した方と協議し、見積書（様式第５－３又は様式第５－４）の提出を受け、予定価格以上の金額で採用者を決定し、随意契約することがあります。

また、協議の結果、採用者があるときは、採用者の氏名（法人の場合はその名称）及び採用金額を発表します。

8　入札結果等の公表

落札者名及び落札金額等について、県ホームページ等で公表を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

9　契約の締結等

入札後、落札者又は採用者は、行政財産貸付申請書を県が指定する期日までに提出してください。申請に基づき、落札者又は採用者を改めて設置事業者として決定しますので、次の提出書類を提出期間内に提出場所まで持参又は郵送して、別添の契約書にて契約を締結してください。

(1)　提出書類

①　契約書２部（様式第６－１（建物用））
②　印鑑登録証明書（設置事業者及び連帯保証人のもの各１部）
　※　発行日から３ヶ月以内のものに限る。
　※　原本と写しを持参した場合は、確認後に原本をお返しします。
③　契約保証金を納付したことを証する金融機関が納付済印を押印した納入通知書の写し
（契約金額５０万円以上で契約保証金の納付が必要な場合）

(2)　提出期間

平成２７年６月２４日（水）から平成２７年６月２９日（月）までの日（山梨県立博物館設置及び管理条例（平成１７年山梨県条例第８号）に定める山梨県立博物館の休館日（以下「休館日」という。）を除く毎日の午前９時から正午まで、及び午後１時から午後５時まで（郵送の場合は平成２７年６月２４日（土）から平成２７年６月２８日（月）までの日の消印有効）

(3)　提出場所

山梨県立博物館（笛吹市御坂町成田１５０１－１）

(4)　契約保証金

免 除

ただし、契約金額が５０万円以上の場合は、次により契約保証金を納付してください。

○　設置事業者として決定した者は、契約締結に際して、契約保証金として契約金額の１００分の１０の額を納付しなければなりません。

○　契約保証金の納付は、県の発行する納入通知書により指定金融機関にて行ってください。

○　契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれに充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当します。

○　契約保証金は、契約期間が満了し、貸付物件の原状回復を確認後、請求に基づき利息を付さずに返還します。

(5)　その他

・　設置事業者として決定した者が提出期間内に、提出書類を提出せず、契約を締結しない場合には、設置事業者となる効力を失います。

・　貸付契約は申込人名義で行います。

・　契約締結に要する費用は、すべて設置事業者の負担とします。

・　契約には、連帯保証人をたてることが必要となります。

・　契約を辞退する場合は、違約金が発生します。また、指名停止の対象となる場合があります。

10　その他

本要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び山梨県財務規則（昭和 39 年山梨県規則第 11 号）の定めるところによるものとします。

11　問い合わせ先

山梨県立博物館　総務課

〒406-0801　笛吹市御坂町成田１５０１－１　℡055-261-2631

※参考データ

(1)利用可能日

山梨県立博物館設置及び管理条例（平成１７年山梨県条例第８号）に定める山梨県立博物館の休館日を除く毎日

ただし、臨時休館日及び臨時開館日があり、平成２７年度については当館のホームページ（http://www.museum.pref.yamanashi.jp/）でご確認下さい。

(2)利用可能時間

午前9時00分から午後5時00分まで

(3)勤務者数

勤務者数は４１人(平成２７年5月１日現在)ですが、シフト制職場のため、１日当たりの勤務者数は概ね２５人から３０人です。

このほかに常設展、特別展観覧者、資料閲覧室利用者等の来館者があります。

仕　　　様　　　書（貸付物件番号１）

１　貸付物件

(1)　施 設 名　　山梨県立博物館

(2)　所 在 地　　笛吹市御坂町成田１５０１－１

(3)　貸付場所　　１階レストラン内（別紙の位置図を参照）

２　自動販売機の仕様

(1) 規格

・貸付面積内に自動販売機・転倒防止器具・放熱余地・使用済容器回収ボックス等のすべてが収まる大きさとし、高さは２．１ｍ以内とすること。

・新旧500円硬貨及び1000円紙幣が使用できること。

(2) 環境対策

・省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種であること。

(3) デザイン等

・デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めたものであること。

３　販売品目

(1)　販売品目は、コーヒー飲料、無糖茶飲料、炭酸飲料、スポーツドリンク、果汁飲料、野菜飲料、ミネラルウォーター等の飲料とすること。

(2)　缶又はペットボトルによる密閉式の容器とすること。

(3)　販売単価は、標準小売価格以下とすること。

(4)　商品の具体的な構成については協議すること。

４　維持管理責任

(1)　商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

(2)　自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。

(3)　関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への許可、届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

(4)　自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

(5)　自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、責任をもって対応すること。

(6)　販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、指示に従うこと。

(7)　県が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。

５　売上状況の報告

毎月の売上状況（売上本数、売上個数、売上金額）を四半期毎（4月～6月を7月末日までに、7月～9月までを10月末日までに、10月～12月までを1月末日までに、1月～3月を4月末日までに）に書面により報告すること。
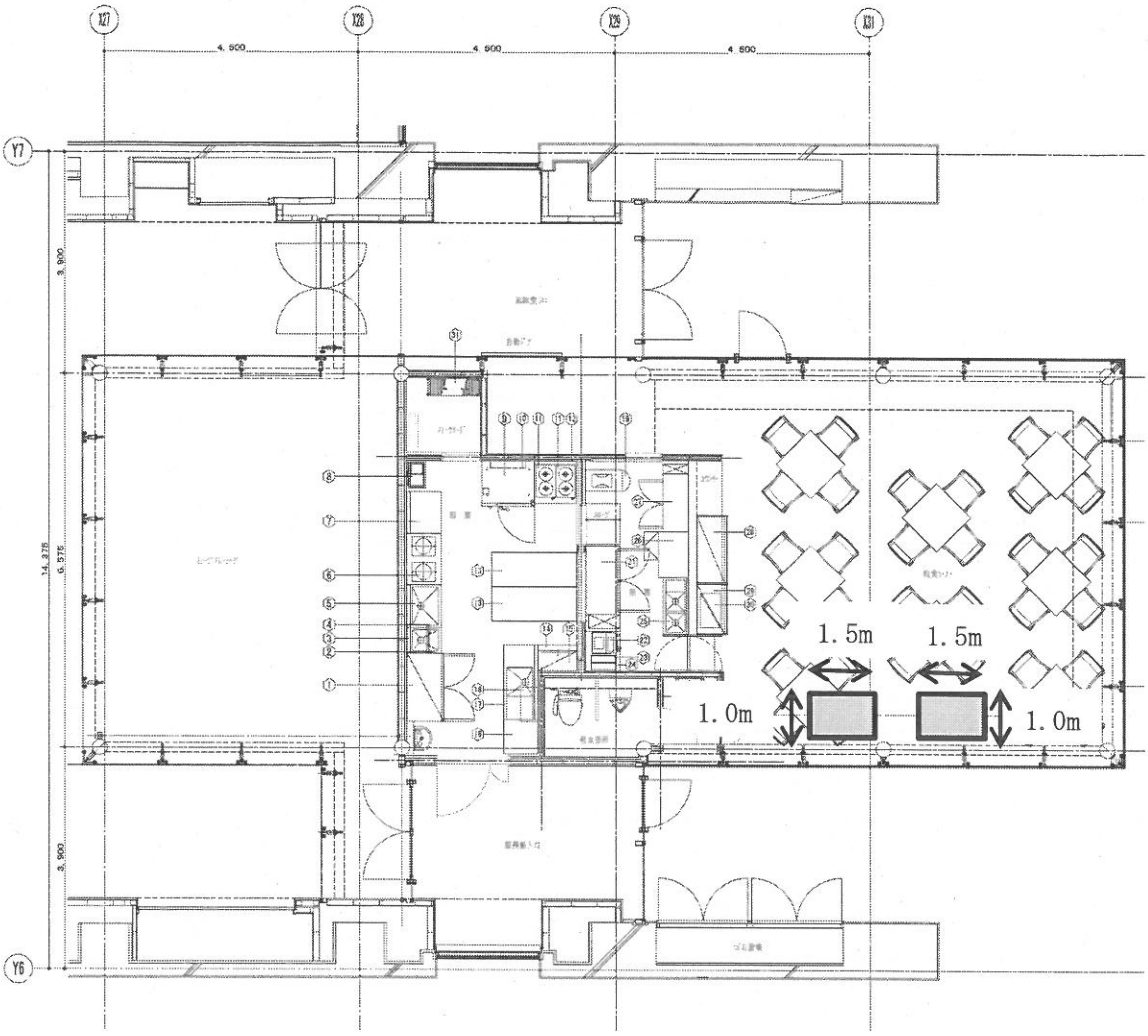
位　　置　　図（貸付物件番号１）